

暁信用組合
預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 8 月 2 日

暁信用組合

金融整理管財人 笹 生 宏

金融整理管財人 近 藤 早 利

I はじめに

金融庁長官は、平成 13 年 3 月 15 日、暁信用組合に対し、預金保険法第 74 条第 1 項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」をなし、当職らが、金融整理管財人に就任した。

本報告書は、暁信用組合の旧経営陣に対して、預金保険法第 83 条に基づき民事・刑事上の措置をとる必要があるかどうかについての、検討の結果を報告するものである。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 調査の対象・方法等

被管理金融機関の旧経営陣に対する責任追及は、金融整理管財人の重要な任務とされている（預金保険法第 83 条）。そこで、当職らは、就任後、暁信用組合の旧経営陣の法的責任につき、調査・検討を行ってきた。

調査対象は、主として、破綻先、実質的破綻先の債務者で、金融検査結果による償却・引当額の大きい与信先（概ね 1 億円以上）とした。

調査の方法は、貸出稟議書（付属書類も含む）、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員からの事情聴取などにより、取引の経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べる方法によった。

暁信用組合の役員または役員の親族が経営するか、または、経営陣として参加している企業に対する融資については、与信額に関わりなく、違法性がなかったか否か慎重な調査・検討を行った。

第2 刑事責任について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法 112 条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律 10 条）など、旧経営陣の刑事責任を問うべきであると明確に判断できる事案は、現在までのところ発見されていない。

引き続き、慎重な調査が必要であると考える。

第3 民事責任追及について

1. 調査結果

(1) 調査の結果、暁信用組合が破綻に至った構造は以下のように要約できる。

まず、暁信用組合は、もともと築地市場内の魚仲卸業者の相互扶助組織として発展してきたことから、融資審査において、信用リスクに関する認識や、財務分析、保全面のチェック等という観点よりも、組合員に対する支援という側面が重視される傾向にあった。

また、仲卸業者の鑑札（市場内における営業権）は、高値で取引されており、債務超過の仲卸業者であっても、廃業する場合には、鑑札を他業者に売却することにより、債務を完済できるケースが伝統的にはほとんどであったため、担保の徴求も十分とはいえない場合がみられた。

顧客層も実質的には、市場内の仲卸業者だけに限られていたが、上位に位置する優良な業者との取引は、都市銀行等が主としてこれを行っており、暁信用組合としては、中位以下の業者との取引を主とせざるをえなかった。そのうえ、取引のあった仲卸業者のうち、約 50 社に対する貸付だけで、全貸出資産の 80% を占めるというように大口依存の体質となっていた。

通常の金融機関においては、本店による管理・監督や支店相互間の競争によって、このような問題点が指摘され、改善されてゆくことが期待できるが、暁信用組合においては、市場内に一店舗だけという特殊性があったために、このような傾向に陥って行くことを未然に防止することができず、また、是正することが、必ずしも容易でなかったとの特殊事情も認められる。

いわゆるバブル経済の際には、組合員のうち、資金力を有する大手仲卸業者らが、不動産投資に進出し、暁信用組合においても、不動産担保融資が増加してゆくこととなった。当時徴求した担保は、その後のバブル崩壊によって、その価値が激減することとなった。一時期は、一店舗あたり 1 億 5000 万円から 2 億円以上で取引されたといわれる鑑札価格も、その後、取得希望が激減し、10 分の 1 程度まで下落していった。

上記の構造を改善すべく、東京都・商工中金等の支援を受け、業域信用組合から地域信用組合へ脱却し、幅広い顧客層を開拓し、より強い業態に変化することを目指したこともあったが、必ずしも成果を挙げることはできなかった。

(2) このような状況下において融資を具体的に見ると、以下の問題点を指摘することができる。

① 保全不足が多く見られる。

これは、バブル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的要因のみに留まらない。

短期の手形貸付を繰り返し、ある時期において担保のないまま、あるいは、十分な担保を取らないまま、漫然と長期の証書貸付に切り替えられている事案がしばしばみられる。

暁信用組合においては、事業の将来性について、人物分析、財務分析等も含めた総合的かつ慎重な検討を行いつつ、十分な保全措置を行っていくという、あるべき基本姿勢が不十分ではなかったかと思われる事案が多い。

② 貸出先に対する貸し増しが困難と思われる案件において、実質的には同一の貸出先とみるべき先、例えば融資先会社の役員や関連会社に対する融資として、融資を実行している事案が散見される。

これらの事案については、融資に至る手続面で問題がなかったかどうか、法令・定款違反の問題の観点、暁信用組合の旧経営陣による経営判断としての妥当性・善管注意義務違反の有無等について、今後、さらに慎重な検討が必要である。

③ 債権回収における適切さが疑われるものが存在する。

融資先からの元本返済が停止しているにもかかわらず、これを漫然と放置している事案が存在する。

④ 債権管理自体が杜撰であるとの疑いが認められる事案も散見される。関連会社間で複雑かつ不明朗な資金流用、付け替えが行われ、それを読み取れる財務諸表を融資先から徴求しているにもかかわらず問題点の必要十分な分析ができていないケースがみられる。

⑤ 全般に、稟議書の記載内容・基礎資料の整備が不十分であり、また、整理も不十分である。

(3) 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づき検討を行ったが、融資実行に関しては、破綻時の理事長および専務理事に共に上記の問題点を認識しつつ、暁信用組合の体質改善に向けての努力をしていたことが認められ、又、それ以前の旧経営陣についても法令

定款違反、役員の善管注意義務違反が明らかであったといえる事案は現在までのところ判明していない。

問題があったとすれば、回収面において善管注意義務違反があったかどうかの点であろうかと思われるが、これについても明確にそのように認められる事案は、現在まで発見できておらず、引き続き慎重に調査する必要がある。

第4 結語

上記のとおり、旧経営陣の責任追及の是非及び可否について判断するには、更なる調査・検討が必要であり、未だその最終的結論を出すに至っていない。

今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たに事実が判明する可能性があることから、当職らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。

以上